

議案第27号

備前市営バス運行事業に関する条例及び備前市デマンド型乗合タクシーに関する
条例の一部を改正する条例の制定について

備前市営バス運行事業に関する条例及び備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月19日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市営バス運行事業に関する条例及び備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例の
一部を改正する条例

(備前市営バス運行事業に関する条例の一部改正)

第1条 備前市営バス運行事業に関する条例(平成19年備前市条例第3号)の一部を次のように改
正する。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

(備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例の一部改正)

第2条 備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例(令和5年備前市条例第15号)の一部を次の
ように改正する。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第27号参考資料

備前市営バス運行事業に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改 正 案	現 行
附 則 (マイナンバーカードを提示した場合に係る料金の特例) 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間において、市営バスを利用する者が、市内に住所を有し、かつ、利用に際し当該利用者本人のマイナンバーカード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の提示した場合における別表第1の規定の適用については、同表中「200円」とあり、及び「100円」とあるのは「無料」とする。	附 則 (マイナンバーカードを提示した場合に係る料金の特例) 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間において、市営バスを利用する者が、市内に住所を有し、かつ、利用に際し当該利用者本人のマイナンバーカード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の提示した場合における別表第1の規定の適用については、同表中「200円」とあり、及び「100円」とあるのは「無料」とする。

備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例新旧対照表(第2条関係)

改 正 案	現 行
附 則 (マイナンバーカードを提示した場合に係る料金の特例) 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間において、デマンドタクシーを利用する者が利用に際し当該利用者本人のマイナンバーカード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の提示した場合における別表の規定の適用については、同表中「200円」とあり、及び「100円」とあるのは「無料」とする。	附 則 (マイナンバーカードを提示した場合に係る料金の特例) 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間において、デマンドタクシーを利用する者が利用に際し当該利用者本人のマイナンバーカード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の提示した場合における別表の規定の適用については、同表中「200円」とあり、及び「100円」とあるのは「無料」とする。